

つなぐ福島、つなぐ未来

Disclosure 2026

Fukushima
Credit Guarantee Corporation



福島県信用保証協会

CONTENTS

ごあいさつ		01
プロフィール		02
当協会のあゆみ		03
組織体制	役員構成	04
	組織機構図	05
令和 7 年度事業報告	令和 7 年度事業概況	06
	外部評価委員会	07
	令和 7 年度の主な取り組み	08
	収支計算書	14
	収支計算書の用語解説	15
	貸借対照表	16
	財産目録	16
	貸借対照表の用語解説	17
信用保証の動向	主要業務数値（5 年間の推移）	18
	項目別保証の動向（令和 7 年度）	19
経営計画	第 7 次中期事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）	22
	令和 8 年度経営計画	24
信用補完制度	信用補完制度とは	26
	信用保証制度のしくみ	27
	信用保険制度のしくみ	27
保証利用のご案内	ご利用になれる保証の限度額	28
	保証をご利用になれる方	28
	責任共有制度	29
	保証料について	30
	主な保証制度のご案内	31
経営支援メニューのご案内	専門家派遣事業	34
	経営改善計画策定支援事業（通称：405 事業）	35
	ふくしま地域伴走支援センター費用補助事業	36
	経営サポート会議	36
	経営相談会	37
	特別相談窓口、相談窓口の設置	37
コンプライアンス態勢	コンプライアンスへの取り組み	38
	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
個人情報保護	個人情報保護宣言	40

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 井出 孝利

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「Disclosure 2026 福島県信用保証協会」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、AIや半導体をはじめとする投資が活発化、大企業の業績も上向き、株価が上昇する一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や中東紛争など、地政学的な変化が経済に及ぼす影響も大きく、国内経済は円安や原材料高、食料需給への懸念などのマイナス要素が影を落とし、2極化が進んでいると感じています。

県内経済に目を向けますと、15年が経過した東日本大震災等から未だ復興途上にあることに加え、人件費・物価・エネルギー価格の高騰、急激な人口減少とそれに伴う人手不足の深刻化などから景気は足踏みを続けており、本県中小企業者・小規模事業者は厳しい状況に置かれています。

このような中、当協会は、コーポレートメッセージ「つなぐ福島、つなぐ未来」のもと、全職員が企業支援の視点を持って各業務に従事し、関係機関との連携および内部の連携強化により、東日本大震災や頻発する自然災害等からの復興・創生における資金繰り支援はもとより、創業支援、事業承継支援、経営改善支援など中小企業者個々の実情に即した「金融と経営の一体的支援」に一層取り組んでまいります。

また、職員ひとりひとりが輝き、成長し合い、誇りが持てる組織を目指すため、引き続きワーク・ライフ・バランスをはじめとした働きがいや働きやすさの向上、人材育成の強化、業務の効率化とともにお客様の利便性向上に取り組んでまいります。

今後も、役職員一丸となって、地域経済の発展と県内中小企業者等の振興に尽力していく所存ですので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年9月

プロフィール（令和8年4月1日現在）

名 称	福島県信用保証協会
設 立	昭和 24 年 4 月 13 日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）
目 的	信用保証業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。（定款第 1 条）
基 本 財 産	270 億円（資本金に相当） （内訳）基金 63 億円、基金準備金 207 億円
保証債務残高	件数 39,514 件 金額 4,798 億円
利用企業者数	19,647 企業
事 務 所	本店（福島営業店）、郡山支店、白河支店、会津支店、いわき支店、相双支店
役 職 員 数	理事 16 名（非常勤 14 名） 監事 3 名（非常勤 2 名） 職員 92 名（男性 63 名、女性 29 名）

コーポレートメッセージ

つなぐ福島、 つなぐ未来

このコーポレートメッセージは、第6次中期事業計画で策定したものです。「福島の中小企業、金融機関、その他の関係機関を協会がつなぐことで、ともに福島に貢献していこう」、「協会が中小企業の皆さまの力になることで、福島がより魅力ある地域になるよう企業の皆さまとともに未来へつないでいこう」、そして「職員間の想いのつながりや役員と職員のつながりを強め、ともに成長しあい、誇りを持って仕事ができる組織を目指そう」という想いを込めています。

シンボルマーク



このシンボルマークは、福島県信用保証協会創立 50 周年を記念し制定したものです。デザインには次のような意味を込めています。

F Fukushima（福島）



G Guarantee（保証）
Growth（発展・成長）



C Corporation（協会）
Credit（信用）
Contribution（貢献）
Confidence（信頼）



イメージキャラクター



福島県信用保証協会
イメージキャラクター

さすけね君®

さすけね君の大きな手は、みんなを支えてサポートするためです。
“さすけね”とは福島の方言で「大丈夫ですよ」「問題ないですよ」という意味で、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上の悩みも、信用保証協会にご相談いただければ大丈夫ですよ、という想いを込めています。



福島県信用保証協会
「女性支援チーム 雪うさぎ」
イメージキャラクター

ふたば

チーム名「雪うさぎ」の由来

福島市から望む「吾妻山」の山肌に早春に姿を見せる雪うさぎは種をまく時期をおしえる「種まきうさぎ」とも呼ばれており、「女性創業者や女性経営者の皆さまをサポートしたい」という想いを込めています。

当協会のあゆみ

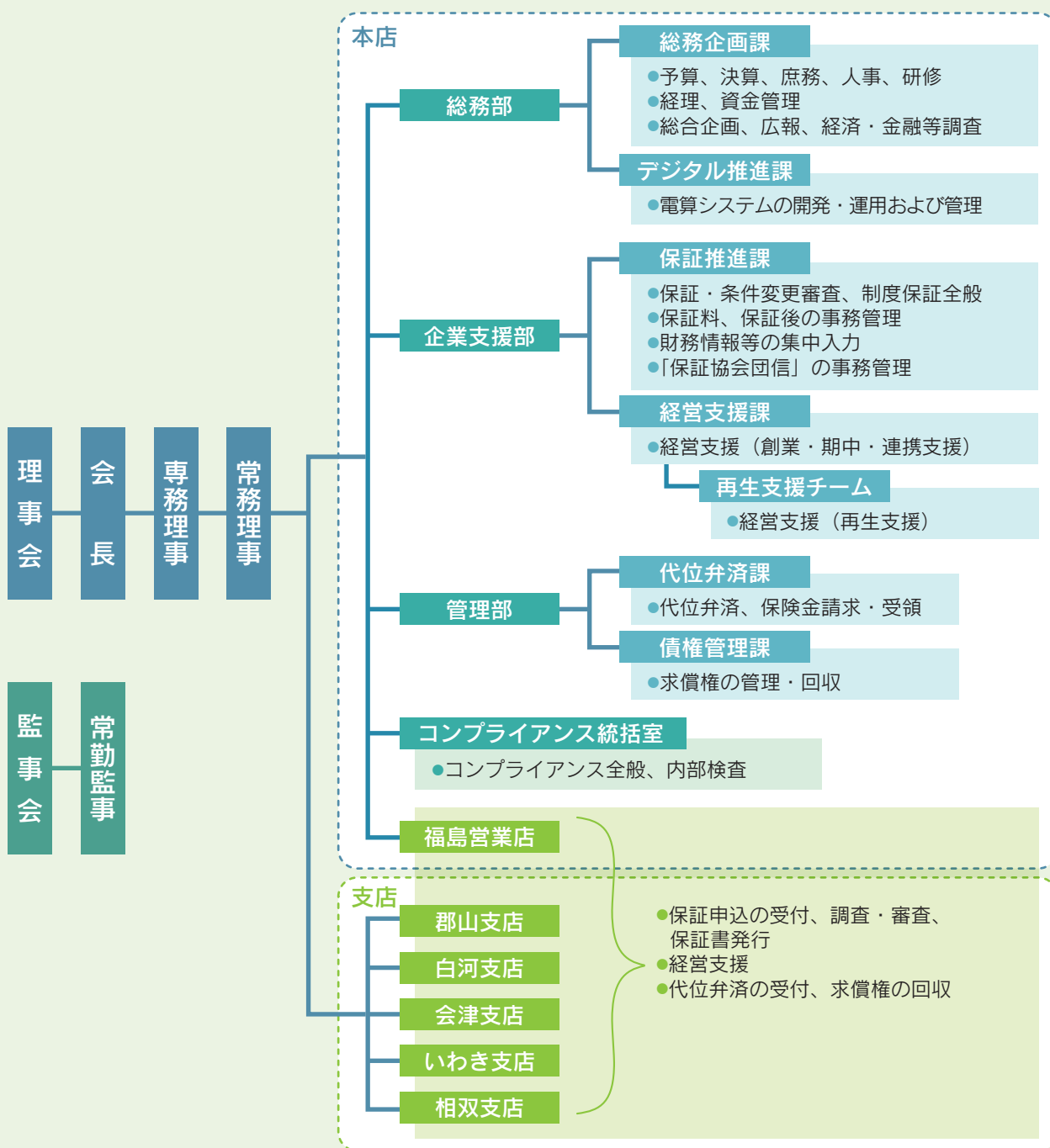
昭和 24 年	3 月 19 日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4 月 13 日	社団法人設立認可
	5 月 10 日	設立登記完了、業務開始 事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、県中小企業振興本部内に設置
	9 月 12 日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10 月 4 日	財団法人設立認可
	11 月 11 日	設立登記完了、業務開始 福島連絡所を福島商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置 平連絡所を平商工会議所内に設置 相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和 25 年	6 月 13 日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9 月 7 日	中村連絡所（現相馬連絡所）を中村商工会議所内に設置
昭和 26 年	12 月 26 日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和 27 年	5 月 1 日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7 月 30 日	平連絡所を平支部に昇格
	8 月 8 日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和 28 年	6 月 13 日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12 月 11 日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和 29 年	4 月 30 日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和 32 年	11 月 9 日	本所事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、316 号室に移転
昭和 33 年	9 月 9 日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和 34 年	3 月 1 日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和 35 年	2 月 12 日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和 38 年	1 月 21 日	相双出張所を相双支所に昇格
	4 月 1 日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6 月 1 日	本所事務所を福島市大町 4 番 15 号福島県商工会館 2 階に移転
昭和 41 年	10 月 1 日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10 月 5 日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成 12 年	3 月 13 日	相双支所を原町市本町 1 丁目 3 番地に移転
平成 15 年	7 月 22 日	本所事務所を福島市三河南町 1 番 20 号コラッセふくしま内に移転
平成 20 年	11 月 10 日	いわき支所をいわき市平字材木町 3 番地の 1 に移転
平成 23 年	5 月 16 日	白河支所を白河市道場小路 96 番地 5 白河商工会議所会館内に移転
	5 月 30 日	郡山支所を郡山市朝日 1 丁目 27 番 4 号プレシヤス朝日ビル内に移転
平成 25 年	4 月 1 日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称
	11 月 11 日	会津支店を会津若松市南千石町 2 番 19 号に移転
平成 26 年	11 月 25 日	郡山支店を郡山市清水台 1 丁目 3 番 8 号郡山商工会議所会館内に移転

組織体制

役員構成（令和8年9月1日現在）

会 長	井 出 孝 利	常勤
常 務 理 事	持 地 孝 志	常勤
理 事	菅 野 崇	福島県商工労働部長
理 事	須 田 博 行	福島県市長会
理 事	渡 邊 博 美	福島商工会議所会頭
理 事	今 泉 守 顕	郡山商工会議所会頭
理 事	渋 川 恵 男	会津若松商工会議所会頭
理 事	正 木 好 男	いわき商工会議所会頭
理 事	佐 久 間 信 幸	福島県中小企業団体中央会会長
理 事	渡 邊 武	福島県商工会連合会会長
理 事	佐 藤 稔	株式会社東邦銀行取締役頭取
理 事	鈴 木 岳 伯	株式会社福島銀行取締役社長
理 事	鈴 木 孝 雄	株式会社大東銀行取締役会長兼社長
理 事	添 田 英 幸	福島県信用金庫協会会長
理 事	梅 澤 国 夫	福島県信用組合協会会長
理 事	伊 東 正 晃	福島県民共済生活協同組合代表理事理事長
監 事	宝 槻 信 一	常勤
監 事	阿 部 寿 子	税理士
監 事	沖 野 浩 之	（公財）福島県産業振興センター理事長

■ 組織機構図（令和8年4月1日現在）



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

令和7年度事業報告

令和7年度事業概況

業務環境

令和7年度における我が国の経済は、総合経済対策の効果が下支えとなって賃金上昇が物価上昇を上回ることが予想されたことから個人消費の増加、また、企業の設備投資の堅調な動きにより、民間需要主導の経済成長となることが期待されました。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動、地政学的なリスク等の影響には十分注意が必要でありました。

そのため当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、中小企業者に対する金融支援・経営改善支援に最優先で取り組むとともに、創業や事業承継、経営者保証を求めない取り組みなど、中小企業者個々のニーズに対して、顧客目線に立ち、寄り添った支援を行うことにより、当協会の存在意義を高めつつ、地域経済の下支え・活性化に努めました。

取り組みにあたっては、コーポレートメッセージ「つなぐ福島、つなぐ未来」を掲げ、全職員が企業支援の視点を持って各業務に従事し、関係機関や内部との連携を強めることにより、金融と経営の一体的支援の更なる強化を図り、中小企業者の経営改善、経営力向上、成長発展を伴走支援していくとともに、当協会自らも業務の継続的改善による効率化や、質的向上を図り、変化に対応できる組織づくりに努めました。

保証の状況

保証承諾は、新型コロナ禍からの経済回復が進む中、「ふくしま復興特別資金」による借換を中心に積極的に応じたほか、中小企業のニーズを意識した短期継続保証制度「継続サポート(どっしりくん)」の推進や、経営者保証を不要とする取り扱いへの適切な対応等により、前期比で件数101.1%・金額102.3%、計画比では金額136.6%と、実績では前期と同程度でしたが、計画は上回りました。

保証債務残高は、優良先の繰上完済や約定返済の進行もあり減少を見込んでいた中で、借換需要の保証承諾も下支えとなり、前期比で件数97.4%・金額96.7%と前期を下回りましたが、計画は上回りました。

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
保 証 承 諾	件 9,462	百万円 157,055	% 101.1	% 102.3	百万円 115,000	% 136.6
保 証 債 務 残 高	39,514	479,809	97.4	96.7	452,000	106.2
保証債務平均残高	39,808	482,687	97.9	95.9	468,000	103.1

代位弁済および回収状況

代位弁済状況

中小企業者のニーズに応じた資金対応や条件変更への柔軟な対応、関係機関と連携した経営支援に努めましたが、コロナ禍による過剰債務、原材料高騰や人件費等コスト増加の影響等により、倒産は高止まりし、代位弁済の実績は683件・7,882百万円となり、前期比で件数108.2%・金額99.9%、計画比でも金額98.5%と前期と同程度で推移しました。

回収状況

求償権・償却求償権回収については、中小企業者の現状を十分に考慮した回収に努めました。無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の累増に加え、法的整理による代位弁済の増加など回収環境が厳しさを増しており、保証人免除や法的手続きによる配当などにより、元金回収で618百万円となり、前期比で81.1%、計画比では88.3%と下回りました。

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
代 位 弁 済	件 683	百万円 7,882	% 108.2	% 99.9	百万円 8,000	% 98.5
求償権・償却求償権回収	42	618	82.4	81.1	700	88.3

収支の状況、基本財産の推移

経常収入については、借換保証等を中心に積極的に保証承諾に応じた結果、保証料収入が増加し、これを主因として、経常収支差額は1,615百万円の黒字を確保しました。また、経常外収支差額については、代位弁済増加に伴う期末求償権残高の増加などの影響から、381百万円の赤字となりました。

これらにより、当期収支差額は1,234百万円の黒字計上となりました。この処理については、616百万円を収支差額変動準備金へ、618百万円を基金準備金へ繰り入れました。(詳しくは14ページ収支計算書をご覧ください)。

基本財産の推移

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
237 億 34 百万円	247 億 58 百万円	257 億 12 百万円	263 億 67 百万円	269 億 84 百万円

■ 外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しております。

令和8年度は6月22日、7月1日の2回開催され、年度経営計画(令和7年度)の評価について講評を受けました。外部評価委員会の評価と意見およびそのアドバイスを踏まえ作成した自己評価については、ホームページで公表しております。



当協会ホームページ

 <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



令和7年度の主な取り組み

復興・創生、事業承継、各種政策保証への取り組み

ふくしま復興特別資金

震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については、その制度特性をPRするとともに、積極的な借換保証の提案により、保証承諾は52,503百万円となりました。

R7実績 承諾額

52,503百万円

ふくしま事業承継資金

事業承継による必要な資産等の取得・事業見直し等の円滑な承継に取り組む制度「ふくしま事業承継資金」については、資金繰り支援に努めた結果、保証承諾は3,315百万円となりました。

R7実績 承諾額

3,315百万円

ダブルサポート保証“結”

金融機関とのリスク分担・連携強化を目的に創設した協調融資制度「ダブルサポート保証“結”」については、推進に努めた結果、保証承諾は7,569百万円となりました。

R7実績 承諾額

7,569百万円

継続サポート(どっしりくん)

短期継続型保証「継続サポート(どっしりくん)」については、保証料10%割引の継続を行い、利便性向上に努めた結果、保証承諾は34,146百万円となりました。

R7実績 承諾額

34,146百万円

信用(変更)保証書電子交付サービスの推進

「信用(変更)保証書の電子交付サービス」は、速達性の向上や管理コスト、郵便誤配等リスクの軽減などのメリットがあり、全国の信用保証協会でも普及を推進しています。当協会での取り扱い、県内に本店を有するすべての金融機関を含め19機関です。

保証申込電子化の取り組み

全国の信用保証協会でも普及を推進している「信用保証協会電子受付システム」の導入に伴い、融資実行までのリードタイムを短縮、それにより利用者への資金供給が一層迅速化されるほか、申込書類の郵送や持ち込みが不要となり金融機関の事務効率向上も図られています。

経営支援の取り組み

専門家派遣(経営安定化支援事業)

企業の経営改善等をサポートするため、福島県中小企業診断協会や、各種専門家と連携し専門家派遣(最大12回)を実施しています(詳しくは34ページをご覧ください)。

R7 専門 家 派 遣 実 績	ワンポイント派遣	7企業
	経営診断	56企業
	改善計画策定	40企業
	創業がっちり！サポート	2企業
	実行支援	4企業
	合 計	109企業

経営改善計画策定支援事業（計画策定費用の補助）

事業再生・経営改善を図るために、認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方をお手伝いするため、計画策定にかかる費用の一部を補助しています（詳しくは35ページをご覧ください）。

R7実績 補助企業

56企業

セミナーの開催

様々な経営のお悩みを抱えている中小企業者の皆さま向けに、令和7年度は3つのセミナーを開催しました。

創業応援セミナー

開催日：令和7年10月23日(会場参加20名、オンライン参加10名)

テーマ：創業期に必要なことがまるっと詰まったセミナー＆参加者交流会

講師：相馬 由寛 氏(中小企業診断士)

石井 麻実 氏(特定非営利活動法人 Sosora garden 代表理事)

後援：県内8信用金庫、県信用金庫協会、信金中央金庫東北支店、
県産業振興センター・よろず支援拠点、県コワーキングスペース協同組合



創業ステップアップセミナー

開催日：令和7年12月3日(会場参加40名)

内容：ふくしま女性起業家活躍推進協議会 会長 重巢 敦子 氏と
先輩起業家3名とのトークセッション

主催：日本政策金融公庫 会津若松支店、会津商工信用組合、当協会 会津支店

共催：会津若松市、会津若松商工会議所、県よろず支援拠点



経営改善セミナー

開催日：令和8年2月24日(会場参加22名、オンライン参加12名)

テーマ：明日から使える！社員定着率向上セミナー

講師：渡辺 徹 氏(ヒトベース株式会社 代表取締役)

後援：県内4信用組合、県信用組合協会、全国信用協同組合連合会仙台支店、
県産業振興センター・よろず支援拠点



経営相談会

資金繰りのご相談や経営全般のご相談に対応するため、県内の営業店・各支店では、経営相談会を随時開催しています（詳しくは37ページをご覧ください）。

令和7年度は21企業から相談をいただき、企業の皆さまが抱える課題の解決に向けたアドバイスや支援を行いました。

経営相談会のみではなく、各種セミナー後にも個別相談会を実施、福島県よろず支援拠点や女性支援チーム雪うさぎが同席するなど相談者に寄り添った対応に取り組みました。



経営サポート会議

中小企業の皆さまの経営改善を促進することを目的に、保証協会が事務局を務め運営しています。取引金融機関等の関係機関が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議で、迅速かつ適切な支援に繋がっています（詳しくは36ページをご覧ください）。

R7実績 実施回数

78回

女性支援チーム“雪うさぎ”の活動

女性創業者応援セミナー

開催日：令和7年12月2日(会場参加16名)

内 容：ふくしま女性起業家活躍推進協議会 会長 重巢 敦子 氏と先輩起業家2名とのトークセッション、先輩起業家によるブース出展及び交流会

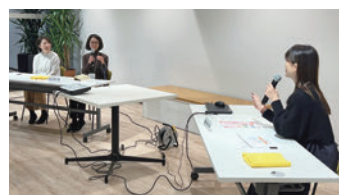
後 援：ふくしま女性起業家活躍推進協議会、県よろず支援拠点、県コワーキングスペース協同組合、株式会社OMJ(福島市クリエイティブビジネスサロン指定管理者)



当協会
ホームページ
にて公開中！



セミナーの様子は、地元情報誌「CJ Monmo」に取材掲載されました。



ふくしま女性起業家活躍推進協議会との連携

女性創業者や女性経営者のみなさまが気軽に相談できる窓口として活動している女性支援チーム“雪うさぎ”の活動の一環として、下記事業に支援機関として参加、当協会の業務や取り組みの説明を行いました。

事業名：福島県主催福島県女性起業家活躍支援事業

開催日：令和7年9月2日

内 容：起業アテンダント養成研修における説明

開催日：令和7年12月6日

内 容：「女性のビジネスチャレンジ・フォーラム 繋がる・学ぶ・起業成功へのステップアップ」に事業者支援機関として出席

開催日：令和8年3月8日(国際女性デー)

内 容：「ミモザ香る、街かど女性起業マルシェ」に相談員として出席



外部機関との連携や相談会、勉強会・研修会等への出席

雪うさぎメンバーが外部機関開催の研修会等へ参加し、取り組みについて説明しました。

- ・令和7年 8月 5日 東北経済産業局主催 女性起業家支援事業「GIRAFFES JAPAN TOHOKU」
- ・令和7年 8月27日 福島市主催 創業支援機関による意見交換会
- ・令和7年 9月 2日 県主催 福島県女性起業家活躍支援事業 起業アテンダント養成研修
- ・令和7年11月 7日 二本松市主催 にほんまつ創業応援交流会
- ・令和7年12月26日 県主催 女性のビジネスチャレンジ・フォーラム
- ・令和8年 1月23日 福島市主催 創業支援機関による意見交換会
- ・令和8年 1月26日 東北経済産業局主催 女性起業家支援事業「GIRAFFES JAPAN TOHOKU」
ビジネスプラン発表会「RED TOHOKU」
- ・令和8年 3月 6日 福島県インキュベート施設ネットワーク協議会
- ・令和8年 3月 8日 ふくしま女性起業家活躍推進協議会主催 街かど女性起業マルシェ 等

金融機関・中小企業支援機関との連携

勉強会・研修会・保証業務協議会の開催

金融機関や中小企業支援機関との連携強化、当協会の制度や支援メニューの周知、事業者支援の目線合わせや情報共有、支援スキル向上など様々な目的から、各金融機関との保証業務協議会や、各機関との勉強会・研修会を開催しました。



第17回福島県中小企業支援
ネットワーク会議
(令和7年8月5日)



各金融機関との保証業務協議会
大東銀行様との様子
(令和7年6月～8月)



各金融機関との合同勉強会
二本松信用金庫様との様子
(令和7年7月25日)



各関係機関との合同勉強会
及び意見交換会
日本政策金融公庫様及び
ひまわり信用金庫様との様子
(令和8年2月5日)

セミナー・研修会等への出席

講師やオブザーバーとして出席し、当協会の制度や支援メニューを説明しました。



二本松市創業連絡会主催
にほんまつ創業応援交流会
(令和7年11月7日)



各金融機関主催の研修会
会津信用金庫様の様子
(令和7年6月16日)

『ふくしま経営支援連携協議会』の活動

令和3年11月22日に設立した同協議会において、令和7年度は下記の取り組みを実施しました。

第1回協議会(令和7年7月8日)

東北経済産業局からの施策説明、意見交換

勉強会(令和7年11月11日)

テーマ：モニタリングの場面における伴走型支援と
コミュニケーション

講師：中小企業基盤整備機構東北本部 中小企業アドバイザー
鈴木 たすく 氏(合同会社タスクマネジメント 代表社員)
新井 賢治 氏(新井中小企業診断士事務所)

勉強会(令和8年3月3日) 東北財務局福島財務事務所共催

テーマ：事業者支援、経営改善支援への相談対応討議

講師：湯田 晋介 氏(県よろず支援拠点 チーフコーディネーター)
若菜 正典 氏(県事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者)



地域貢献活動

令和7年度 福島県信用保証協会寄附金による地域活性化活動助成事業 公開報告会(令和8年3月2日)

当協会は、地域貢献活動の一環として、国立大学法人福島大学に対し地域活性化のための研究活動等への助成を目的とした寄附を行っており、今回の報告会では、令和7年度に採択された3事業の報告が行われました。



キャリア教育支援

県内の高校や大学の授業において、当協会職員が講師として参加し、当協会の業務内容を紹介するほか、進路選択の実体験や学生と社会人との違いなどを伝えました。



県立須賀川桐陽高校「社会人講和」
(令和7年11月6日)



福島大学「キャリアモデル学習」
(令和7年7月17日)



一斉清掃活動の実施

毎年、本店・各支店の役員で、各事業所周辺や駅周辺の一斉清掃活動を行っています。



令和7年度は、5月26日と10月31日に実施しました。

献血協力

近年、人口減少などにより献血者数・献血量ともに減少傾向にあることから、当協会では積極的に献血に協力しています。



健康経営への取り組み

健康優良企業「銀の認定」を継続取得

当協会では、健康で安心して働ける職場環境づくりと、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、近年健康経営に取り組んでいます。令和3年4月に健康保険組合の「健康企業宣言」に参加。当協会の衛生委員会を介し、健康づくりに係る取り組みを推進した結果、引き続き、健康優良企業「銀の認定」を取得しました。



▲衛生委員会



健康優良企業

▲ロゴマーク

認定証▶



通年オフィスカジュアル導入

当協会は、「省エネルギー対策」および「より働きやすい職場環境づくり」の取組として、通年でのオフィスカジュアル(軽装)の導入を開始しました。

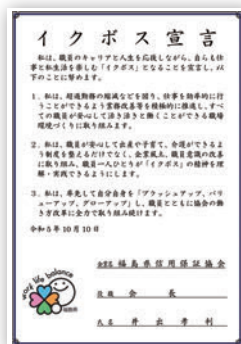
引き続き、健康経営やワーク・ライフ・バランスを一層推進することを目標に掲げ、職員が健康で安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組んでまいります。

「イクボス宣言」の実施

当協会は、「健康経営」や「ワーク・ライフ・バランス」を一層推進することを目標に掲げ、職員が健康で安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいます。

その一環として、福島県が推進する「イクボス宣言」に参画しており、令和6年度より、職員の性別問わず、育児休業取得率100%を維持しています。

イクボス宣言▶



広報活動

創業者紹介コーナー「夢、ふくふく」

地元情報誌「CJ Monmo」とコラボして、創業者紹介コーナー「夢、ふくふく」を掲載しました。



創業者を
応援します！



情報番組に出演

地元情報番組「サタふく」のビビット通信コーナーに出演しました。



当協会
YouTubeチャンネルで
公開中！



広報誌「保証月報」の発行

毎月、広報誌「保証月報」を作成し、金融機関、地方自治体、中小企業支援機関、報道機関などに配布しています。

令和7年度も引き続き、当協会の取り組みが一層伝わること、顔の見える支援機関をめざして、「企業紹介ページ」と「役員紹介ページ」を掲載しました。



新聞広告、関係機関所報への広告掲載

知名度向上や保証・経営支援メニュー等の周知を目的として、新聞のほか商工会議所所報や中小企業団体中央会機関誌などを活用し広報を行いました。



福島駅地下通路に看板を設置

令和7年度も引き続き、当協会が主催するセミナー等イベントのポスターなどを掲載しました。



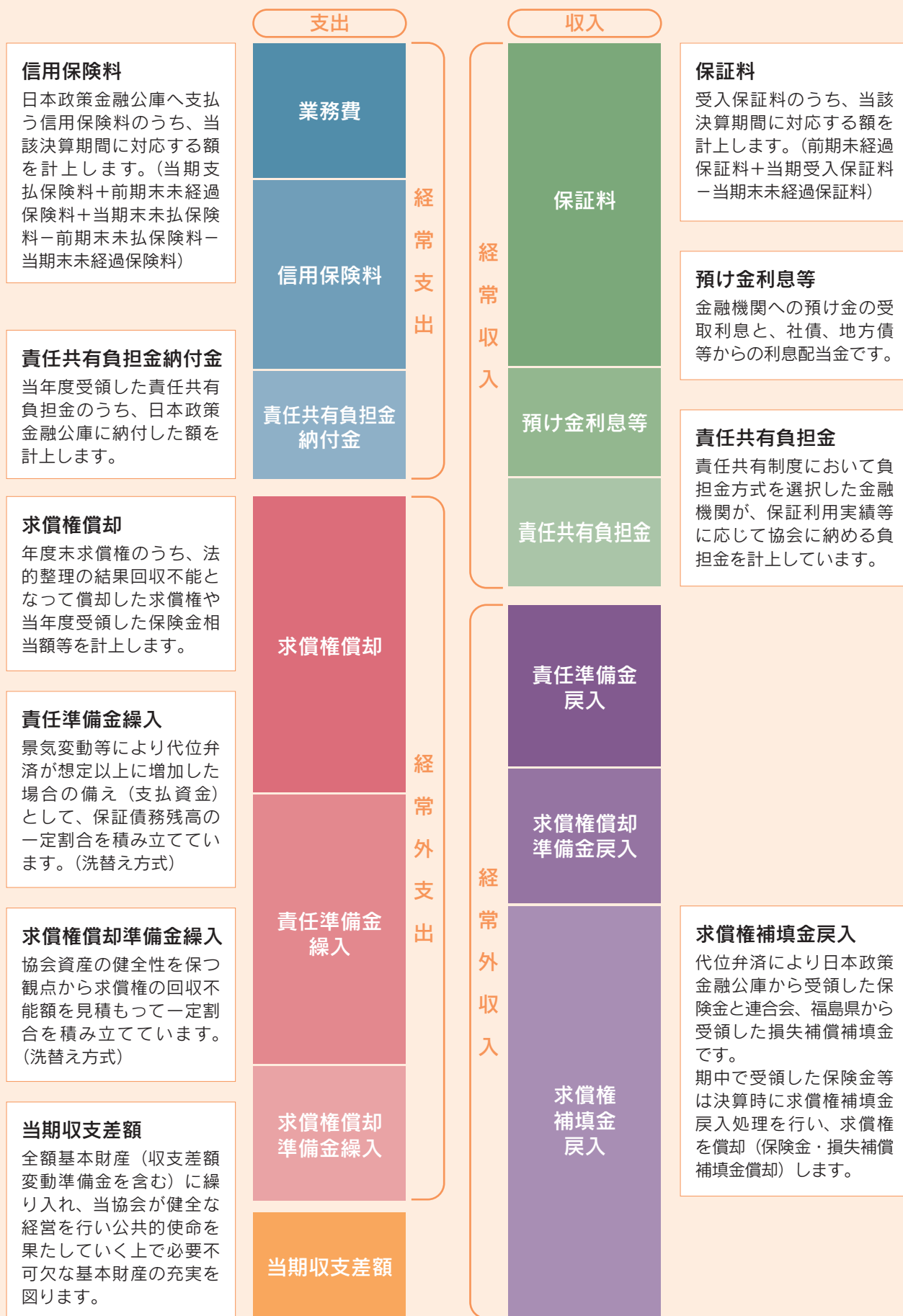
収支計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	5,044,988,752
保 証 料	4,018,072,179
預 け 金 利 息	31,768,266
有価証券利息・配当金	232,326,125
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	469,679
損 害 金	15,325,764
事 務 補 助 金	436,294,642
責 任 共 有 負 担 金	296,424,000
雑 収 入	14,308,097
経 常 支 出	3,429,967,028
業 務 費	1,315,455,734
役 職 員 給 与	626,312,531
退職給与引当金繰入	70,272,411
そ の 他 人 件 費	111,793,698
旅 費	6,380,109
事 務 費	259,456,290
賃 借 料	72,415,603
動 産・不 動 産 償 却	37,083,606
信 用 調 査 費	2,694,860
債 権 管 理 費	48,684,900
指 導 普 及 費	49,142,947
負 担 金	31,218,779
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	2,068,600,473
責任共有負担金納付金	45,330,879
雑 支 出	579,942
経 常 収 支 差 額	1,615,021,724
経 常 外 収 入	11,369,262,522
償 却 求 償 権 回 収 金	83,914,095
責 任 準 備 金 戻 入	3,449,566,864
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	572,341,383
求 償 権 補 填 金 戻 入	7,263,440,180
保 険 金	6,415,721,915
損 失 補 償 補 填 金	847,718,265
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	11,750,384,676
求 償 権 償 却	7,685,295,120
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	14,565,481
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	3,459,885
責 任 準 備 金 繰 入	3,447,402,748
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	599,661,432
そ の 他 支 出	10
経 常 外 収 支 差 額	△ 381,122,154
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	1,233,899,570
収支差額変動準備金繰入額	616,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	617,899,570

■ 収支計算書の用語解説



貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位: 円)

借 方			貸 方		
科 目		金 額	科 目		金 額
現	金	100,000	基 本 財 産		26,984,432,831
現	金	100,000	基 金		6,293,695,500
小 切 手		0	基 金 準 備 金		20,690,737,331
預 け	金	6,394,824,708	制 度 改 革 促 進 基 金		0
当 座 預 金		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金		10,163,232,778
普 通 預 金		1,881,145,192	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		0
通 知 預 金		0	責 任 準 備 金		3,447,402,748
定 期 預 金		4,510,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金		599,661,432
郵 便 貯 金		3,679,516	退 職 給 与 引 当 金		677,653,075
金 銭 信 託		0	損 失 補 償 金		16,793,438,746
有 価 証 券		42,696,909,060	保 証 債 務		479,809,228,147
国 債		0	求 償 権 補 填 金		0
地 方 債		9,800,000,000	保 険 金		0
社 債		32,894,909,060	損 失 補 償 補 填 金		0
株 式		2,000,000	借 入 金		0
受 益 証 券		0	長 期 借 入 金		0
新 株 予 約 権		0	(うち日本政策金融公庫分)		0
フ ァ ン ド 出 資		0	短 期 借 入 金		0
譲 渡 性 預 金		0	(うち日本政策金融公庫分)		0
そ の 他		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金		0
動 産 ・ 不 動 産		775,262,541	雑 勘 定		11,228,121,067
事 業 用 不 動 産		724,989,732	仮 受 金		144,992,536
事 業 用 動 産		50,272,809	保 険 納 付 金		58,861,571
所有動産・不動産		0	損 失 補 償 納 付 金		6,745,495
建 設 仮 勘 定		0	未 経 過 保 証 料		11,014,025,968
損 失 補 償 金 見 返		16,793,438,746	未 払 保 険 料		2,263,004
保 証 債 務 見 返		479,809,228,147	未 払 費 用		1,232,493
求 償 権		2,159,602,419	有 価 証 券 未 払 金		0
譲 受 債 権		0			
雑 勘 定		1,073,805,203			
仮 払 金		2,800,000			
保 証 金		0			
厚 生 基 金		41,352,248			
連 合 会 勘 定		8,080,015			
未 収 利 息		61,708,972			
有 価 証 券 未 収 入 金		0			
未 経 過 保 険 料		959,863,968			
合 計		549,703,170,824	合 計		549,703,170,824

財産目録

(令和8年3月31日現在)

(単位: 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
預 け 金	6,394,824,708	責 任 準 備 金	3,447,402,748
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	599,661,432
有 価 証 券	42,696,909,060	退 職 給 与 引 当 金	677,653,075
動 産 ・ 不 動 産	775,262,541	損 失 補 償 金	16,793,438,746
損 失 補 償 金 見 返	16,793,438,746	保 証 債 務	479,809,228,147
保 証 債 務 見 返	479,809,228,147	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	2,159,602,419	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	11,228,121,067
雑 勘 定	1,073,805,203		
合 計	549,703,170,824	合 計	512,555,505,215
		正 味 財 産	37,147,665,609

■ 貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
現金・預け金 保証利用の促進および代位弁済の支払準備資産として金融機関へ預託しています。	現金・預け金	基本財産	基本財産 株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金および金融機関等負担金、ならびに収支差額から繰り入れる基金準備金の2つから構成されています。
有価証券 安全有利な資産運用を行うため、社債・地方債等を保有しています。	有価証券	収支差額変動準備金	収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
損失補償金見返 貸方の損失補償金のうち、地方公共団体が行う損失補償限度額の見返として計上しています。		責任準備金	責任準備金 将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。
求償権 代位弁済した金額から、回収金や日本政策金融公庫からの保険金等による求償権の償却分を控除した額です。		損失補償金	損失補償金 地方公共団体等が信用保証協会の代位弁済に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。
未經過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。		責任準備金	
	動産・不動産	求償権償却準備金	
	損失補償金見返	退職給与引当金	
	求償権	損失補償金	借入金 地方公共団体および全国信用保証協会連合会からの借入を計上します。
	未經過保険料	借入金	
		未經過保証料	未經過保証料 受入保証料のうち、当該決算期間の未經過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この表からは除いています。

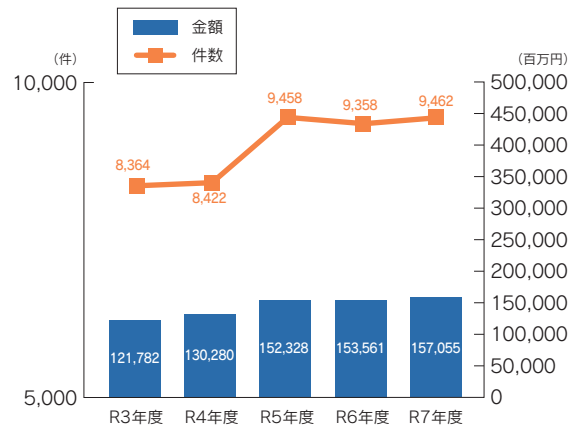
信用保証の動向

■ 主要業務数値（5年間の推移）

保証承諾

（単位：百万円、％）

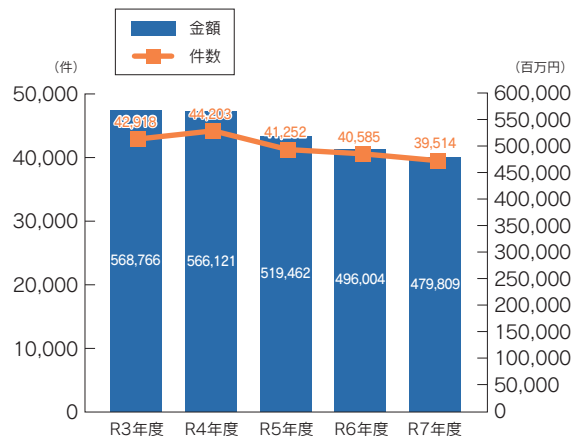
	件 数	金 額	前年度比
R 3 年度	8,364	121,782	26.4
R 4 年度	8,422	130,280	107.0
R 5 年度	9,458	152,328	116.9
R 6 年度	9,358	153,561	100.8
R 7 年度	9,462	157,055	102.3



保証債務残高

（単位：百万円、％）

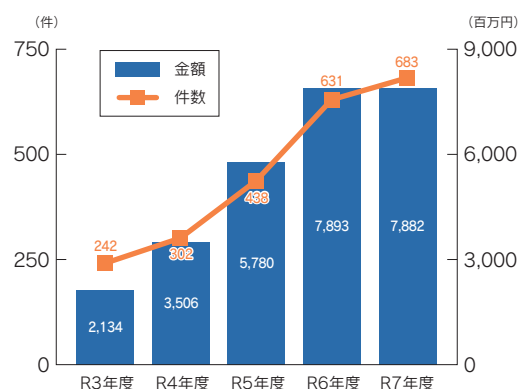
	件 数	金 額	前年度比
R 3 年度	42,918	568,766	103.1
R 4 年度	44,203	566,121	99.5
R 5 年度	41,252	519,462	91.8
R 6 年度	40,585	496,004	95.5
R 7 年度	39,514	479,809	96.7



代位弁済

（単位：百万円、％）

	件 数	金 額	前年度比
R 3 年度	242	2,134	73.5
R 4 年度	302	3,506	164.3
R 5 年度	438	5,780	164.9
R 6 年度	631	7,893	136.5
R 7 年度	683	7,882	99.9

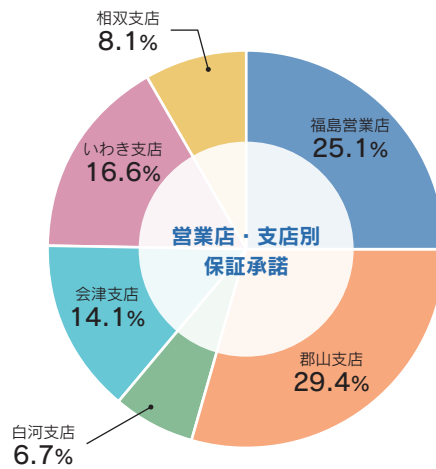


■ 項目別保証の動向（令和7年度）

営業店・支店別保証承諾

（単位：百万円、％）

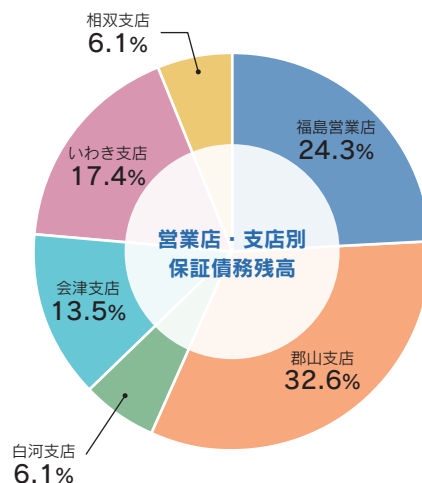
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	2,385	39,425	25.1	104.7
郡山支店	2,726	46,233	29.4	98.3
白河支店	692	10,447	6.7	103.9
会津支店	1,393	22,151	14.1	96.3
いわき支店	1,683	26,120	16.6	102.7
相双支店	583	12,679	8.1	122.2
合 計	9,462	157,055	100.0	102.3



営業店・支店別保証債務残高

（単位：百万円、％）

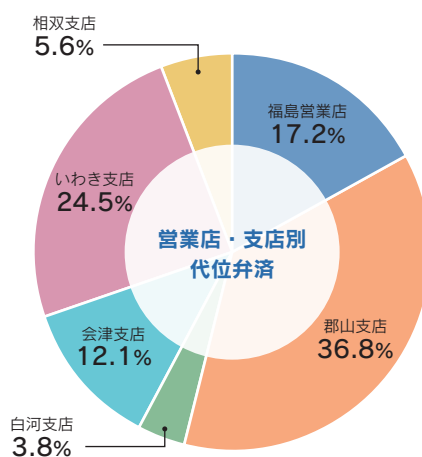
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	9,573	116,555	24.3	97.2
郡山支店	12,717	156,190	32.6	94.9
白河支店	2,483	29,201	6.1	101.2
会津支店	5,611	64,959	13.5	95.6
いわき支店	7,206	83,557	17.4	96.7
相双支店	1,924	29,347	6.1	103.6
合 計	39,514	479,809	100.0	96.7



営業店・支店別代位弁済

（単位：百万円、％）

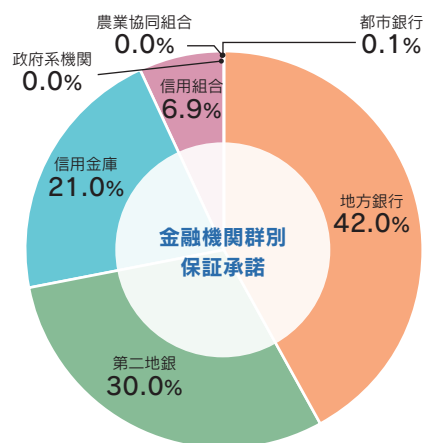
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	140	1,358	17.2	64.7
郡山支店	243	2,902	36.8	142.4
白河支店	28	300	3.8	95.2
会津支店	78	950	12.1	73.7
いわき支店	168	1,932	24.5	111.9
相双支店	26	440	5.6	103.2
合 計	683	7,882	100.0	99.9



金融機関群別保証承諾

(単位：百万円、%)

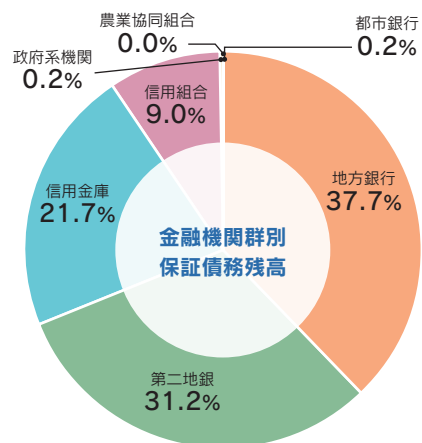
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	3	110	0.1	50.2
地方銀行	3,477	65,890	42.0	112.0
第二地銀	2,482	47,044	30.0	97.5
信用金庫	2,464	33,080	21.0	102.1
信用組合	1,022	10,869	6.9	80.3
政府系機関	8	53	0.0	15.9
農業協同組合	6	9	0.0	47.1
合計	9,462	157,055	100.0	102.3



金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円、%)

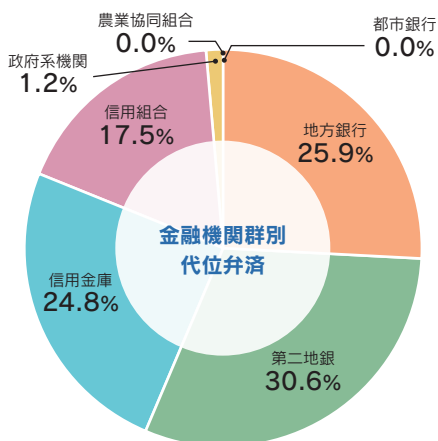
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	64	1,180	0.2	85.5
地方銀行	12,196	180,689	37.7	101.0
第二地銀	11,156	149,692	31.2	95.1
信用金庫	10,623	104,040	21.7	95.4
信用組合	5,390	43,191	9.0	90.1
政府系機関	71	970	0.2	77.1
農業協同組合	14	47	0.0	97.6
合計	39,514	479,809	100.0	96.7



金融機関群別代位弁済

(単位：百万円、%)

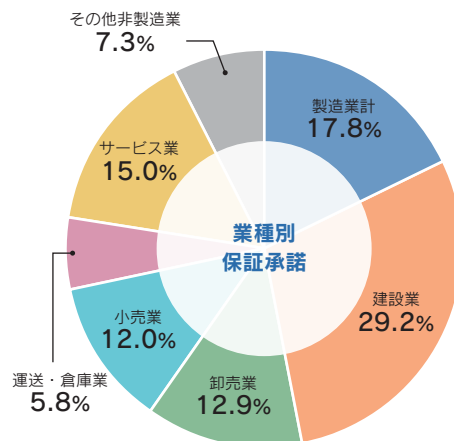
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	0	0	0.0	—
地方銀行	150	2,040	25.9	78.8
第二地銀	199	2,412	30.6	85.0
信用金庫	172	1,953	24.8	159.7
信用組合	160	1,380	17.5	120.3
政府系機関	2	97	1.2	241.8
農業協同組合	0	0	0.0	0.0
合計	683	7,882	100.0	99.9



業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

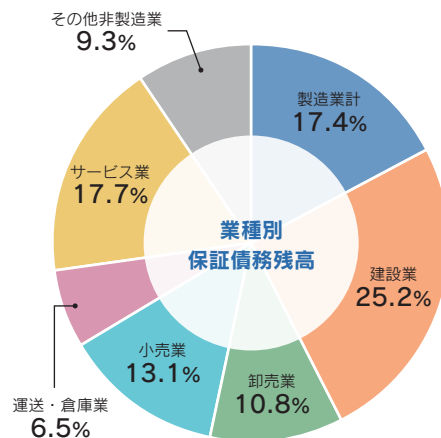
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	229	4,899	3.1	123.1
機械工業	223	5,289	3.4	112.1
金属工業	176	4,105	2.6	91.6
電気機器工業	93	2,134	1.4	117.2
その他製造業	637	11,493	7.3	104.7
製造業計	1,358	27,920	17.8	107.4
建設業	3,060	45,930	29.2	96.5
卸売業	945	20,331	12.9	115.3
小売業	1,206	18,879	12.0	93.4
運送・倉庫業	393	9,034	5.8	106.6
サービス業	1,664	23,570	15.0	105.0
その他非製造業	836	11,391	7.3	101.5
非製造業計	8,104	129,135	82.2	101.2
合計	9,462	157,055	100.0	102.3



業種別保証債務残高

(単位：百万円、%)

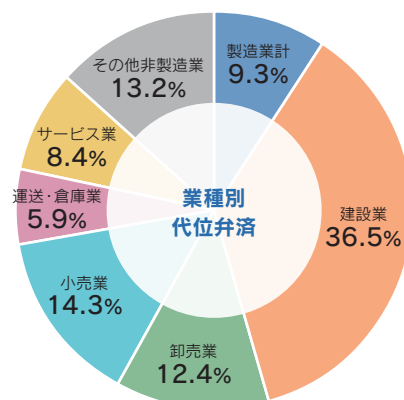
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	868	14,378	3.0	98.0
機械工業	878	14,745	3.1	98.0
金属工業	749	12,719	2.7	97.9
電気機器工業	436	7,427	1.5	98.1
その他製造業	2,694	34,239	7.1	98.7
製造業計	5,625	83,508	17.4	98.3
建設業	10,429	120,946	25.2	95.2
卸売業	3,370	52,075	10.8	99.5
小売業	5,633	62,915	13.1	94.9
運送・倉庫業	1,763	31,068	6.5	98.2
サービス業	7,708	84,879	17.7	97.6
その他非製造業	4,986	44,418	9.3	94.9
非製造業計	33,889	396,301	82.6	96.4
合計	39,514	479,809	100.0	96.7



業種別代位弁済

(単位：百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	12	136	1.7	54.6
機械工業	19	157	2.0	86.9
金属工業	5	64	0.8	41.5
電気機器工業	0	0	0.0	—
その他製造業	27	376	4.8	63.9
製造業計	63	733	9.3	50.5
建設業	231	2,879	36.5	115.1
卸売業	88	974	12.4	218.6
小売業	101	1,129	14.3	153.7
運送・倉庫業	25	466	5.9	61.2
サービス業	87	664	8.4	69.3
その他非製造業	88	1,037	13.2	99.7
非製造業計	620	7,149	90.7	111.0
合計	683	7,882	100.0	99.9



■ 第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

福島県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる項目を重点とし取り組んでまいります。

コーポレートメッセージ

つなぐ福島、つなぐ未来

ビジョン＝基本方針

- 地域企業に寄り添いながら、可能性を創造し、ともに歩み信頼される保証協会を目指します。
- 全職員が企業支援の視点を持って、金融と経営の一体的支援に取り組みます。
- 職員ひとりひとりが輝き、成長し合い、誇りを持てる組織を目指します。

1 顧客の実情に即した企業支援による信用保証の利用浸透

- ① 震災からの復興・創生、ポストコロナに向けた信用保証の推進
- ② 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの推進
- ③ 顧客の実情を踏まえた適切な経営支援と期中管理
- ④ 経営支援のクオリティの維持・向上
- ⑤ 各種メニューの対外的周知
- ⑥ 金融と経営の一体的支援の意識醸成

2 再生目線も取り入れ実情を踏まえた効率的な管理・回収

- ① 「回収部門における基本ポリシー」を踏まえた対応
- ② 震災被災者、新型コロナの影響を受けた債務者への対応
- ③ 事業再生、再チャレンジ支援の後押し
- ④ サービサーの活用と組織体制の検討

3 ひとりひとりが輝く魅力ある組織の実現

- ① 働きやすくやりがいのある職場環境づくり
- ② 知名度向上・魅力発信のための広報活動
- ③ 電子化による業務の効率化
- ④ 組織の健全性の維持・信頼性の向上



経営理念

「信用保証協会は、①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」

コーポレートメッセージ

つなぐ福島、つなぐ未来

ビジョン＝基本方針

- ・地域企業に寄り添いながら、可能性を創造し、ともに歩み信頼される保証協会を目指します。
- ・全職員が企業支援の視点を持って、金融と経営の一体的支援に取り組みます。
- ・職員ひとりひとりが輝き、成長し合い、誇りを持てる組織を目指します。

顧客の実情に即した
企業支援による
信用保証の利用浸透

①震災からの復興・創生、ポストコロナに向けた信用保証の推進

- 震災関連特例&ふくしま復興について国・地方公共団体と連携し協議検討を進める
- 特定保証制度への依存脱却に備える保証審査の目利き力向上
- 金融機関との適切なリスク分担
- 創業・承継を通じた地域創生への貢献
- 保証事務の簡素化・効率化・ペーパーレス化

②経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの推進

③顧客の実情を踏まえた適切な経営支援と期中管理

- 金融機関との連携強化による適切な管理と支援
- 効果的なプル型・プッシュ型支援の取り組み

④経営支援のクオリティの維持・向上

- ハブ機能の高度化による支援の実効性の向上
- 関係機関との連携による支援の強化
- 支援ツールの有効活用と効果の最大化
- 効果測定の適切な運用と検証

⑤各種メニューの対外的周知

- 見える化・利便性の向上

⑥金融と経営の一体的支援の意識醸成

- 顧客に寄り添うマインドと支援スキルを兼ね備えた人材としてのレベルアップ

再生目線も取り入れ
実情を踏まえた
効率的な管理・回収

①回収ポリシーを踏まえた対応

- 初動を徹底し早期の回収見通しに応じた効率的な管理・回収
- 「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用
- 早期見極めによる管理事務停止
- 求償権整理の促進

②震災被災者、新型コロナの影響を受けた債務者への対応

- 震災被災者、新型コロナの影響を受けた債務者への親身な対応

③事業再生、再チャレンジ支援の後押し

- 事業継続先には事業再生の取り組みを支援(求償権消滅保証等)
- 保証人に対しては保証債務免除など再チャレンジ目線での支援

④サービサーの活用と組織体制の検討

- 本支店およびサービサー間の情報共有と適正な求償権管理
- サービサーの活用を含めた組織体制の検討

ひとりひとりが輝く
魅力ある組織の実現

①働きやすくやりがいのある職場環境づくり

- 目指すべき職員像の明確化
- 人事制度の構築(働きがい)
- 就業環境の整備(働きやすさ)

②知名度向上・魅力発信のための広報活動

- ターゲットごとの広報活動
- 当協会の取り組み発信
- 部署間連携による情報発信

③電子化による業務の効率化

- ペーパーレス化の推進
- 保証書、保証申込の電子化
- 業務効率化ツールの検討など

④組織の健全性の維持・信頼性の向上

- コンプライアンス、反社、BCP、財務基盤、社会貢献

■ 令和8年度経営計画

1 業務環境

設備の能力増強投資などにより緩やかな回復がみられる一方、物価高騰等が続く中、個人消費や住宅投資等で弱い動きがみられ、全体では足踏み状態となっています。先行きについては、物価上昇の個人消費への影響、雇用・賃上げ・所得の動向、また各国の通商政策の展開など海外経済の動向が生産や企業収益に及ぼす影響を注視していく必要があります。

令和8年度は、東日本大震災と原子力災害から15年が経過し、「第3期復興・創生期間」の初年度となります。本県の復興は、特定帰還居住区域で立入規制の緩和等着実な前進はあるものの、未だ道半ばであります。コロナ禍からの経済回復が進む中、本県中小企業は、人口減少や少子高齢化による後継者問題など従来からの構造的課題のほか、震災により未だ多くの避難者が存在するとともに、根強い風評被害など本県特有の課題を抱えています。また、人件費、物価、原材料・エネルギー価格の高騰などのコストアップ要因に加え、為替の変動や金利上昇、人手不足の深刻化、過剰債務等の懸念も増加しております。こうした状況を踏まえ、後継者不在により次世代への事業承継が進展しないことに加え、休廃業の顕在化、新規創業への躊躇などにより県内中小企業数は減少傾向にあります。また、収益力の低下による財務状況の悪化の長期化等により企業倒産が増加傾向にあるなど、県内中小企業を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

2 業務運営方針

当協会は、令和8年度において、全職員が企業支援の視点を持って各業務に従事し、各関係機関との連携及び内部の連携強化により、様々な課題を抱える中小企業者個々の実情に即した金融と経営の一体的支援を行うとともに、各業務の効率性や利便性の向上、人材育成、情報発信の強化等により組織の魅力度を高め福島に貢献してまいります。

3 重点課題の取り組み

1) 顧客の実情に即した企業支援による信用保証の利用浸透

保証部門

「金融と経営の一体的支援」の提供と利用浸透を念頭に、引き続き震災からの復興・創生に加え新型コロナウイルス感染症やそれに起因する諸問題から回復途上にある中小企業者への支援に最優先で取り組み、業績改善した事業者や創業・事業承継を予定している事業者に対する金融支援についてもこれまで以上に強化し、地域経済の下支え、活性化に努めてまいります。

- ① 震災からの復興・創生、ポストコロナに向けた信用保証の推進
- ② 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの推進

期中管理・経営支援部門

県内中小企業者を取り巻く厳しい現状を踏まえ、これまで以上に期中管理・経営支援の重要性が増しており、金融機関や関係機関と一層の連携を図ることにより、事業者の状況変化を早期かつ適切に把握し、資金繰り支援にとどまらず、実情に応じた経営支援・事業再生支援等に取り組んでまいります。

また、「経営支援の効果検証」の結果等を踏まえながら、より効果的な経営支援施策への反映に取り組んでまいります。

- ① 顧客の実情を踏まえた適切な経営支援と期中管理
- ② 経営支援のクオリティの維持・向上

2)再生目線も取り入れ実情を踏まえた効率的な管理・回収

回収部門

回収環境が厳しさを増す中、初動を徹底し回収方針の早期見極めを行い、債務者の実情に寄り添ったきめ細かな対応と経営者の再チャレンジ目線も取り入れ、より効率性を重視した管理・回収に取り組んでまいります。

- ① 「回収部門における基本ポリシー」を踏まえた対応
- ② 震災被災者、新型コロナの影響を受けた債務者への対応
- ③ 事業再生、再チャレンジ支援の後押し
- ④ サービサーの活用と組織体制の検討

3)ひとりひとりが輝く魅力ある組織の実現

その他間接部門

職員ひとりひとりが輝き、成長し合い、誇りを持てる組織を目指すため、ワーク・ライフ・バランスをはじめ働きがいや働きやすさの向上、人材育成の強化に取り組むほか、業務の効率性や顧客の利便性を高めるとともに情報発信力を強化してまいります。

また、公的機関として社会的な信頼に応えるため、社会への貢献、財務基盤の強化、役職員のコンプライアンスの徹底や危機管理態勢の強化に取り組むことで、組織の魅力度向上に総合的に取り組んでまいります。

- ① 働きやすくやりがいのある職場環境づくり
- ② 知名度向上・魅力発信のための広報活動
- ③ 電子化による業務の効率化
- ④ 組織の健全性の維持・信頼性の向上

4 事業計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	120,000	104.3
保証債務残高	435,000	96.2
代 位 弁 済	8,000	100.0
実 際 回 収 ※	710	94.7

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

経営計画の詳細は当協会ホームページで公表しております

当協会ホームページ  <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



信用補完制度

信用補完制度とは

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等の資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、信用保証協会は保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

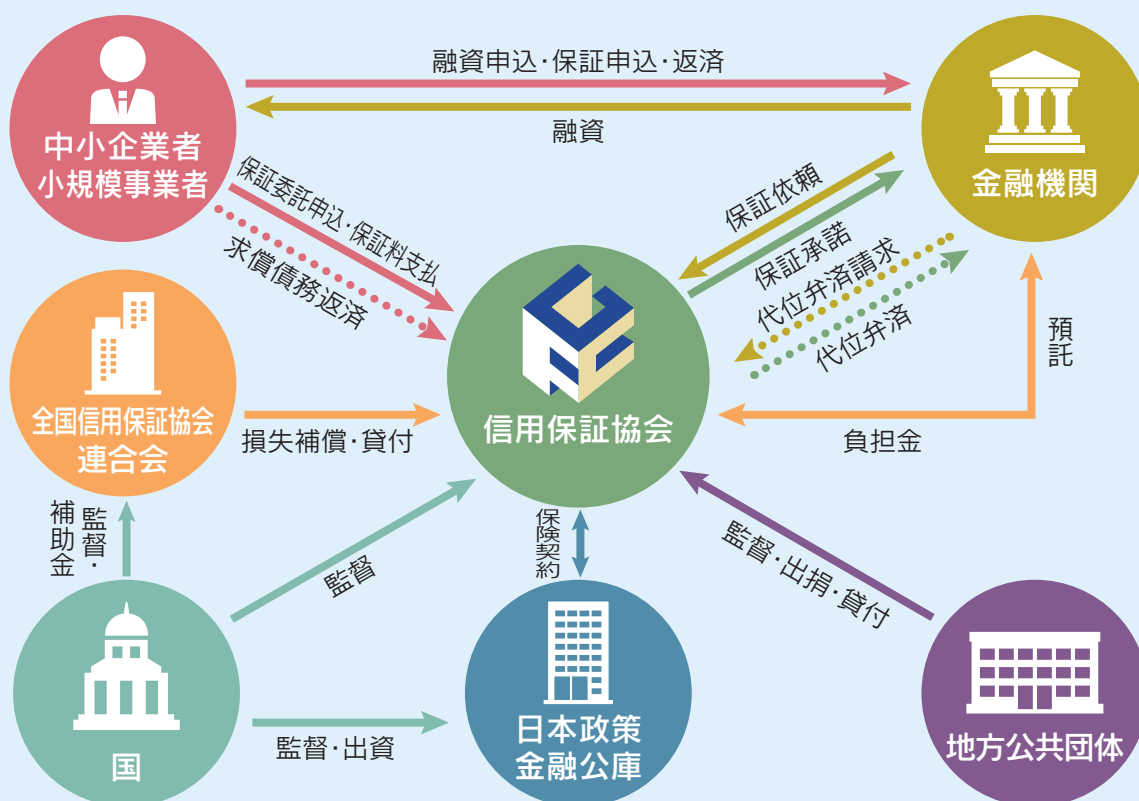
信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った際、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをしています。また、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されています。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、さらに広範な中小企業金融の円滑化を支援しています。

概略図



信用保証制度のしくみ



- ①②③ 中小企業者からの融資申込みを受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼し、中小企業者は信用保証協会に対し保証委託依頼（金融機関経由）を行います。
- ④ 信用保証協会は企業の将来性、経営意欲、資金の使途、返済能力等を総合的に審査し、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書を発行）します。
- ⑤⑥ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑦ 中小企業者は融資条件によって返済（償還）します。
- ⑧ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑨ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑩⑪ 信用保証協会は代位弁済により中小企業者に対して求償権（債権）を取得し、この求償権に基づいて中小企業者の実情に即して回収をはかり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑫ 責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% または 80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥ 信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

保証利用のご案内

■ ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組合
一般保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
無担保無保証人保証	2,000万円	2,000万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ④ 危機関連保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
ただし、①②③④は、合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。
また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ⑤ 特定社債保証については、セーフティネット保証および危機関連保証を除く一般保証、無担保保証と、合計で5億円が限度となります。
- ⑥ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑦ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑧ その他、公害防止・エネルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、営業店・各支店にお気軽にご相談ください。

■ 保証をご利用になれる方

個人事業者および会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。
営業年数は問わず現に事業（保証対象業種）を営んでいること。
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模（資本金・従業員数）が次の条件にあてはまること。

業種	資本金	従業員
製造業等（建設業、運送業等）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政令特例業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ） 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。

※法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

※宗教法人・学校法人・有限責任事業組合（LLP）等は保証の対象となりません。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金または設備資金などの事業資金であることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業（一部対象業種あり）、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業（一部対象あり）は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1.実質的な経営権を持っている方、申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 2.本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3.財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さまに対してより一層の支援を可能とすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆さまにご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会 80%

金融機関 20%

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

責任共有制度の対象外となる主な保証

- 小口零細企業保証（「全国小口」）※
- 福島県小規模企業支援資金融資保証（上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」）
- 無担保無保証人制度（特別小口保険に係る）保証
- 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）に係る保証

●災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額：2,000万円(既保証残高を含む)

対象事業者：常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人および法人等

■ 保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆さまの経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット（経営安定関連）保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注)「責任共有外保証料率」は、保証委託額（100%保証ですので、貸付金額と同額となります）に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注) 特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証または当座貸越根保証のことをいいます。

注) 県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、制度によっては基準となる保証料の引き下げを実施し、中小企業の資金調達コストの負担軽減を図っております。

全国統一割引

1. 会計参与設置に関する割引（略称：会計参与割引） 0.1% 割引
2. 有担保保証に対する割引（略称：有担保割引） 0.1% 割引

※企業価値担保を除く

保証料率を引き下げている主な保証制度

- 東日本大震災復興緊急保証
- ダブルサポート保証（結）
- 継続サポート（どっしりくん）
- 創業関連保証
- スタートアップ創出促進保証
- 福島県起業家支援保証
- 福島県緊急経済対策資金：ふくしま復興特別資金

■ 主な保証制度のご案内（令和8年7月1日現在）

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県および市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	一般保証	2億円（組合4億円）	必要な期間	年0.45～1.90%※ ①②適用
	一般保証（無担保）	8千万円		
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①②適用 （無保証人 年0.90%※ ①適用）
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	年0.15～1.10%※ ①②適用 （無保証人 年0.90%※ ①適用）
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	2千万円 （ただし、既存保証額と合算して2千万円）	運転 7年以内 設備 10年以内 （共に据置1年以内を含む） （無保証人 5年以内）	年0.15～1.10%※ ①②適用 （無保証人 年0.90%※ ①適用）
手形借入・割引を継続的に	根保証（一般） 根保証（手割）	2億円	1年以内	（一般） 年0.45～1.90%※ ①②適用 （手形割引・電債割引） 年0.39～1.62%※ ①②適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 （発行価額限度5億6千万円）	2年～7年 （年単位）	年0.45～1.90%※ ①②適用
売掛債権および棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 （借入限度2億5千万円）	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ （県短期併用 年0.60%※） ①適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定に係る限度額は3億8千万円 （組合4億8千万円）	原則として10年以内 条件変更改善型借換保証15年以内 （共に据置1年以内を含む）	利用する各制度に定める料率・割引適用 セーフティネット併用 1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※ ①適用
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内 セーフティネット保証10年以内 （共に据置1年以内を含む）	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※ ①適用
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 （併用する場合は1億円）	10年以内 （ただし、土地・建物を取得する場合20年以内） （据置1年以内を含む）	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※ ①適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円（組合4億円）	10年以内 （据置2年以内を含む）	年1.15%※ ①②適用
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	・一般枠 強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方 2千万円 （ただし創業者については、自己資金の5倍を限度） ・創業関連保証枠 3千5百万円 （次ページへ続く）	10年以内	一般枠 年0.05～1.05%※ ①②適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ①適用 スタートアップ創出促進保証枠 年0.55%※ ①適用

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	(前ページから続く) 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円) ・スタートアップ創出促進保証枠 3千5百万円 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内	一般枠 年0.05～1.05%※ ①②適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ①適用 スタートアップ創出促進保証枠 年0.55%※ ①適用
	創業関連保証	3千5百万円 再挑戦支援保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内 (据置1年以内を含む)	年0.65%※ ①適用
	スタートアップ創出促進保証	3千5百万円 再挑戦支援保証、創業関連保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内 (据置1年以内を含む。 なお、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。)	年0.85%※ ①適用
取引先の倒産、業界不振 または災害による 経営の安定に	セーフティネット (経営安定関連)保証 (経済産業大臣が指定した認定要件1～8号のいずれかの認定を受けた方)	1号～5号および7号～8号 2億8千万円 (組合4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内 (据置1年以内を含む)	1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 上記保証料率より0.1%割引※ ①適用
	県関連倒産防止資金 融資保証制度	・一般枠 運転 2千万円 ・取引円滑化枠 運転 1千万円 (ただし、債権額の1.2倍以内)	一般枠 10年以内 取引円滑化枠 5年以内 (共に据置1年以内を含む)	年0.35%～1.35%※ ①②適用
事業の成長・ 発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内) (据置1年以内を含む)	年0.35%～1.35%※ 雇用促進枠、イノベーション・コスト枠 年0.05%～1.05%※ ①②適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ①適用
経営の安定または 災害による 事業再建、 経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	・外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円) (セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けた方) 運転・設備 5千万円 (併用する場合は5千万円)	10年以内 (据置3年以内を含む)	年0.35%～1.35%※ ①②適用 セーフティネット年0.65%※ 危機関連年0.70%※ ①適用
		・ふくしま復興特別資金 運転・設備 8千万円 (併用する場合は8千万円)	15年以内 (据置3年以内を含む)	年0.5%※ ①適用
		・関税対策特別資金 運転・設備 8千万円 (併用する場合は8千万円)	10年以内 (据置1年以内を含む)	年0.35%～1.35%※ ①②適用

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
経営の安定または 災害による 事業再建、 経営の安定に	県経営力強化保証	運転 5 千万円 設備 5 千万円 (併用する場合は 5 千万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 運転 5 年以内 設備 7 年以内 保証付の既往借入金を 借り換える場合は 10 年以内 (据置 1 年以内を含む)	一般年 0.35%～1.25%※ ①②適用 セーフティネット年 0.55%※ ①適用 財務諸表無 0.85%※ ①②適用
	経営力強化保証	2 億 8 千万円 (組合 4 億 8 千万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 運転 5 年以内 設備 7 年以内 保証付の既往借入金を 借り換える場合は 10 年以内 (据置 1 年以内を含む)	一般年 0.45%～1.75%※ ①②適用 セーフティネット年 0.75%※ ①適用
災害による事業再建、 経営の安定に	東日本大震災復興 緊急保証 (市区町村が発行する 罹災証明書・書類を 有する方)	2 億 8 千万円 (組合 4 億 8 千万円)	10 年以内 (据置 2 年以内を含む)	年 0.7%※ ①適用
プロパー融資との 協調融資に	ダブルサポート保証(結)	2 億円以内 (本資金に必要な借入金の うち 30%以上について金 融機関の協調融資が必要)	運転 10 年以内 設備 20 年以内 (据置 2 年以内を含む)	年 0.35%～1.80%※ ①②適用
	協調支援型特別保証	2 億 8 千万円 (組合 4 億 8 千万円) (本保証付き融資額の 10% 以上について金融機関の協 調融資、もしくは経営行動 計画策定及びモニタリング が必要)	一括返済 1 年以内 分割返済 10 年以内 (据置期間運転 1 年以 内、設備・運転設備 3 年以内を含む)	(令和 9 年 3 月 31 日申込分 まで) 年 0.30～1.27% モニタリング年 0.34～1.43%
安定した資金繰りを 図るために	継続サポート (どっしりくん)	3 千万円 一企業一口限り	運転 1 年以内	年 0.41～1.71%※ ①②適用
事業承継を お考えの方に	ふくしま事業承継資金 融資保証	1 億円 (中小企業における経営の承 継の円滑化に関する法律の 認定を受けた場合は 2 億円)	10 年以内 (据置 1 年以内を含む) (中小企業における経営 の承継の円滑化に関する 法律の認定を受けたもの が、設備資金として利用 する場合のみ 15 年)	年 0.05～1.05%※ ①②適用 事業承継特別保証併用 年 0.20～1.15%※ ①②適用 事業承継特別保証併用し専門 家 ^(注) の確認を受けた場合 年 0.00% 国の特別保証制度併用 年 0.55%※ ①適用
	事業承継特別保証	2 億 8 千万円 (組合 4 億 8 千万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 10 年以内 (据置 1 年以内を含む)	年 0.45～1.90%※ ①②適用 専門家 ^(注) の確認を受けた場合 年 0.20～1.15%
定期的な モニタリングによる 経営力向上に	モニタリング強化型 特別保証	2 億 8 千万円 (組合 4 億 8 千万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 10 年以内 (据置期間運転 1 年以 内、設備・運転設備 3 年以内を含む)	(令和 9 年 3 月 31 日申込分 まで) 年 0.23～0.95%

保証料率の※は、保証料率割引制度の適用について

①会計参与割引を行う

②有担保割引を行う(企業価値担保を除く)

(注) 専門家とは、中小企業信用保険法施行規則第 20 条第 2 項に規定する経済産業省の委託またはその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者のこと

経営支援メニューのご案内

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、福島営業店・各支店と経営支援課が一体となって、中小企業の皆さまの状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しております。ぜひお気軽にご相談ください。

■ 専門家派遣事業

下記①～⑤の区分の中から、中小企業の皆さまのニーズに適したものを選定して、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

対象となる方

- 事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- 原則として保証協会を利用している方。

ただし、下記④の「創業がっちり！サポート」については、当協会の保証を利用し創業を予定されている方。

派遣費用

- 原則無料（支援内容によっては一部負担が発生する場合があります。）

派遣できる専門家

- 中小企業診断士、ITコーディネーター、販売士、カラーコーディネーター、経営コンサルタント、弁護士、公認会計士など

① ワンポイント派遣（最大5回）

特定課題に対して、その分野の専門家からアドバイスが受けられます。

- 【活用例】●店内レイアウトを改善したい。 ●ローカルベンチマークを策定し、自社の強み・弱みを把握したい。
●HPやSNSなどを活用して集客をしたい。 ●資金繰り表の作り方・活用方法を知りたい。

② 経営診断（最大6回）

- 【活用例】●売上・利益の改善を図るために自社の状況を専門家に診断してもらいたい。

経営診断 中小企業の皆さまの現状分析と改善の方向性を示すものです。

派遣開始

現況ヒアリング

財務・事業調査

経営の方向性検討

経営診断内容の報告

③ 経営改善計画策定（最大6回） ※経営改善計画策定支援は、上記②の経営診断を実施した方のみ対象となります。

- 【活用例】●新しい設備を導入して、生産性を向上させたい。 ●経営診断を踏まえ、経営改善計画を作りたい。

経営診断



経営改善計画書策定

経営診断を踏まえ、経営改善計画書の策定を支援します。

派遣開始

経営診断内容の報告

アクションプランの検討

売上等の数値計画の検討

経営改善計画書の提案

④ 創業がっちり！サポート（最大6回）

当協会の保証を利用して創業を予定されている皆さまに、創業のご相談から、専門家派遣事業を活用した創業計画策定支援、創業保証、フォローアップまで、創業の経営の安定を“がっちり”サポートいたします。

- 【活用例】●専門家と相談しながら創業計画を作りたい。 ●創業計画をブラッシュアップしたい。

創業計画づくりをサポート！

専門家を派遣し、創業を目指す皆さまの計画づくりをお手伝いします。

専門家と一緒に、しっかりと創業の準備をして、がっちり成功をつかみましょう。

創業資金をサポート！

低い保証料率・連帯保証人原則不要（法人は代表者のみ[※]）の創業者向け保証制度をご用意。

福島全県版の情報誌「CJ Monmo」とのコラボ企画「夢、ふくふく」への記事掲載など、企業の広報活動もサポートします。

専門家派遣や記事掲載などのサービスは無料、皆さまにご負担いただくのは保証料のみです。

※一定の要件を満たす場合、経営者保証を不要とする取り扱いも可能です。

創業計画づくりのサポート（創業前専門家派遣）の概要



5 実行支援（最大10回）

経営改善計画や創業計画を策定した後、計画どおりに進まないなどの課題を抱えている方に対し、フォローアップを行います。

原則として、前頁3の「経営改善計画策定」または4の「創業がっちり！サポート」で計画策定支援を実施した方が対象です。

ただし、協会が認めた場合は当事業以外で策定された計画に対する実行支援も可能です。



■ 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

経営改善・事業再生を図るために認定支援機関^{（注）}による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

（注）認定支援機関（認定経営革新等支援機関）とは

「中小企業経営力強化支援法」により、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士など）を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定する公的な支援機関です。

1 県中小企業活性化協議会からの計画策定費用の補助

補助対象計画策定のポイント

- 認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- 3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- 改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

県中小企業活性化協議会の補助対象費用

- 経営改善計画策定支援費用の2/3（上限310万円）まで可能です。※中小企業版GL枠では上限700万円となります。

2 保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定支援事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。（上限50万円）

保証協会の補助対象者

次の要件のすべてに該当する中小企業の皆さまを費用補助の対象とします。

- 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助は適当と認めた方
- 当該費用補助の交付申請時点において当協会の利用がある方
- 金融支援の要請内容にDDS・債権放棄（実質放棄を含む）を含まない方
- 経営サポート会議を活用する方

保証協会の補助対象費用

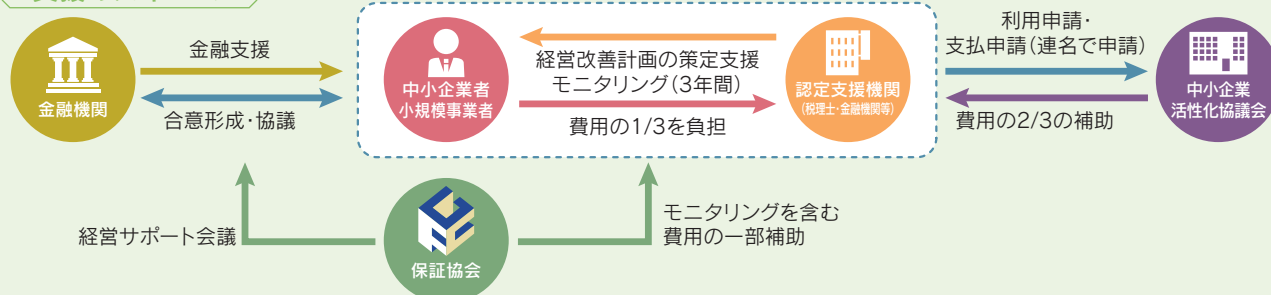
自己負担部分の範囲内で以下のとおり補助します。

- 経営改善計画策定費用については、計画成立時の協会残高^(注)に0.5%を掛けた金額と500千円のいずれか少ない金額を限度に補助します。
- 伴走費用補助については、計画1期の決算期終了に係るサポート会議の日までに実施したものについて167千円を限度に補助します。

(注)計画成立時の残高について

同計画に新規保証付き融資が含まれる場合は、借換条件等で完済となった融資の保証残高は除き、実行された融資の保証金額を含めます。

支援のスキーム



■ ふくしま地域伴走支援センター費用補助事業

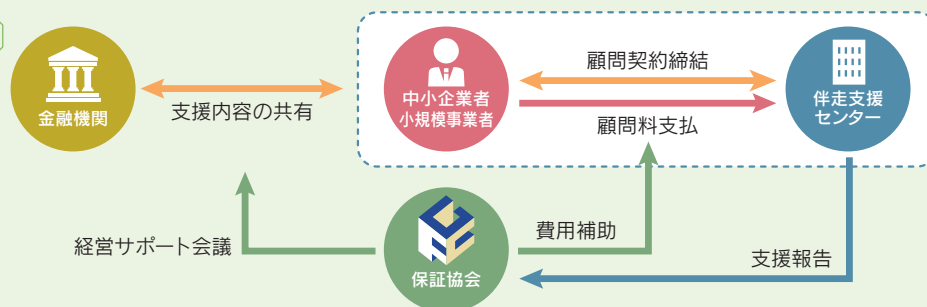
県中小企業診断協会の事業である「ふくしま地域伴走支援センター」(以下センター)を活用する中小企業者に対し、上限20万円(事業者負担部分の範囲内)を限度とし、その費用を協会が補助するものです。

費用補助の条件

次の要件のすべてに合致すること。

- ①伴走支援費用補助利用申請書を当協会窓口が受付した時点において協会保証残高が5,000万円以上あり、かつ当協会が支援対象として適当と認めた方。
- ②伴走支援費用補助申請受理通知書の発行日以降「センター」が12回以上の支援を実施し、毎回の内容を当協会に報告すること。
- ③当協会受理日以降「センター」に12回以上の費用支払いを完了すること。
- ④「センター」の支援が終了する前に経営サポート会議を実施すること。

支援のスキーム



■ 経営サポート会議

中小企業の皆さまの経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

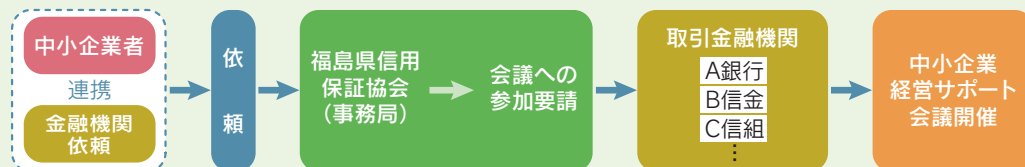
対象となる方

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆さま。

※経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- 経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からない。
- 事業計画や改善計画を策定したため、計画を説明したい。

等、中小企業の皆さまのご要望について協議を行います。



経営相談会

中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆さまの成長を応援するため、福島営業店・各支店において、経営相談会を随時開催しております。

なお事前予約制で、支援機関※¹や雪うさぎ※²が同席することもできます。

※1「支援機関」とは、よろず支援拠点、県中小企業活性化協議会、県事業承継・引継ぎ支援センター等です。

※2「雪うさぎ」とは、当協会の女性職員で構成されたチームで、女性創業者や女性経営者の皆さまが気軽に相談できる窓口です。

随時、経営相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

対象となる方

- 創業・第二創業予定者
- 新規借入を予定されている方
- 資金繰りに困っている方
- 経営計画の策定に困っている方
- 経営の改善に悩んでいる方 等

主な相談内容

- 財務分析を主体とした経営アドバイス
- 経営戦略のサポート
- 資金調達に関するアドバイス 等

経営相談窓口

経営支援課

TEL.024-526-1520

FAX.024-534-3619

福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

特別相談窓口、相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて特別相談窓口、相談窓口を福島営業店・各支店に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度、経営支援の案内などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、設置している特別相談窓口、相談窓口は次のとおりです。

特別相談窓口 相談窓口 一覧

■災害関係 ◆東日本大震災に関する特別相談窓口

■その他

- ◆中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ◆米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
- ◆全東信の破産手続開始に伴う特別相談窓口
- ◆金融機関紹介対応相談窓口

コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスへの取り組み

当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

これを実践していくため、基本方針として「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、その精神の遵守および役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署および担当者を定め、コンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

■ 信用保証協会倫理憲章

1 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3 法令やルール of 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5 地域社会に対する貢献

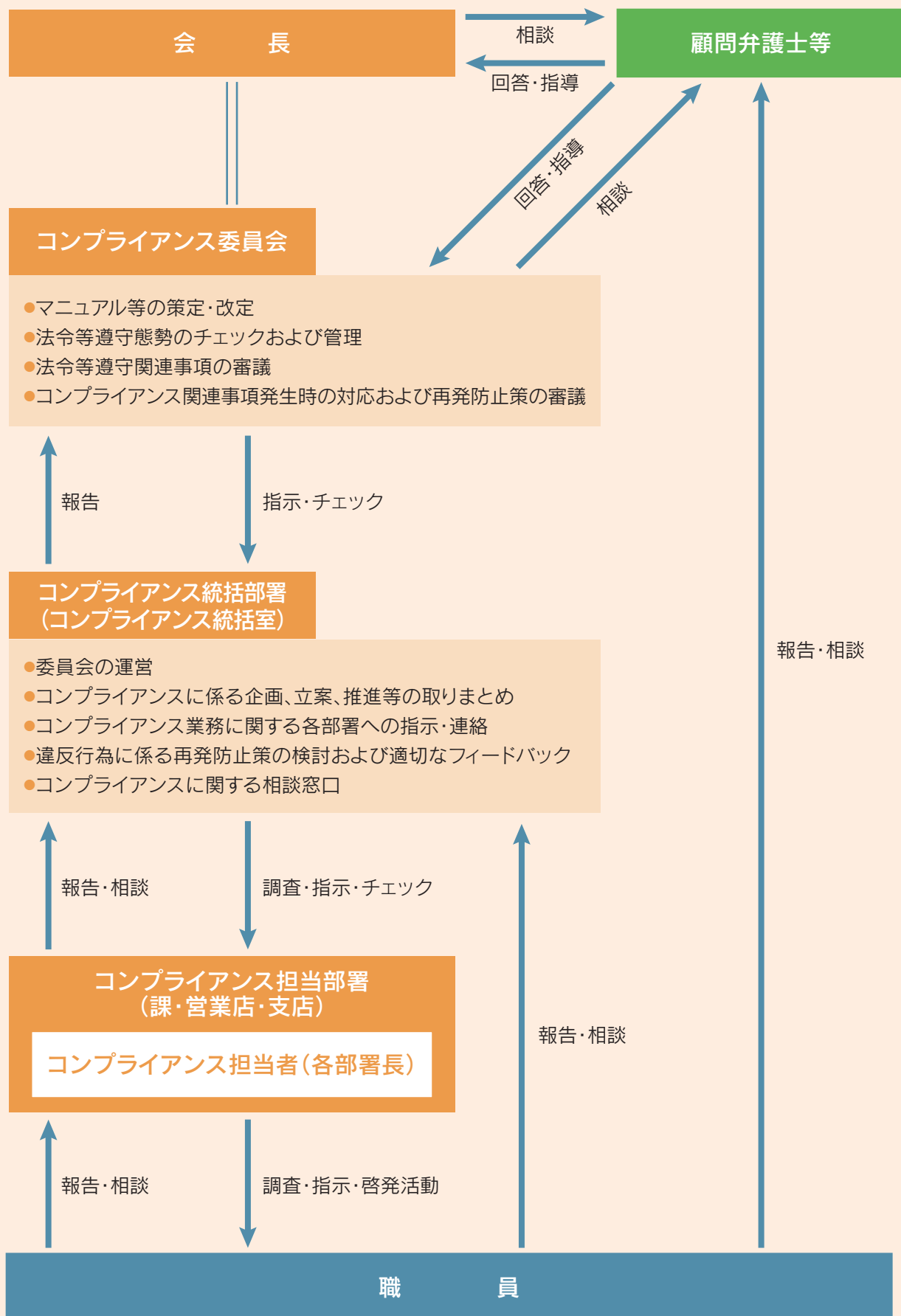
広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

具体的行動基準

- (1) 法令・ルール等の遵守
- (2) 誠実な職務の遂行
- (3) 守秘義務の履行
- (4) 職務上の地位と関係者との付き合い
- (5) コンプライアンス関連事項への対応
- (6) 反社会的勢力への対応強化
(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理)
- (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応
- (8) 職場秩序の維持
- (9) 違反行為の報告
- (10) 懲罰



■ コンプライアンス管理体制



■ 個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

1 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、ガイドライン等を遵守します。

2 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人情報信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

3 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データ（当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的・物理的な安全管理措置を講じます。
また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

4 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示およびその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

5 保有個人データの内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として内容の訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

6 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

相談窓口

総務企画課	📍 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階 ☎ 024-526-2331
福島営業店	📍 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階 ☎ 024-526-1530
郡山支店	📍 郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階 ☎ 024-932-2769
白河支店	📍 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階 ☎ 0248-24-0156
会津支店	📍 会津若松市南千石町2番19号 ☎ 0242-23-9171
いわき支店	📍 いわき市平字材木町3番地の1 ☎ 0246-23-3570
相双支店	📍 南相馬市原町区本町1丁目3番地 ☎ 0244-23-5105

公表事項等に関するご案内

🌐 <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



表紙写真：天鏡閣

猪苗代湖を望む緑豊かな高台に建つ天鏡閣は、明治41年（1908年）に有栖川宮威仁親王の別邸として竣工した、優美なルネサンス様式の洋館です。大正天皇により、李白の詩句「明湖落天鏡」にちなんで名付けられました。

館内には当時の調度品や気品ある意匠が残り、明治の皇族文化を今に伝えています。

本館・別館・表門は国の重要文化財に指定され、映画やドラマのロケ地としても親しまれています。

Disclosure2026

福島県信用保証協会

Fukushima Credit Guarantee Corporation

2026年9月発行

発行 福島県信用保証協会 総務部 総務企画課
住所 〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号
(コラッセふくしま 11階)
電話 024-526-2331



本店・支店のご案内



福島県信用保証協会

本店



〒960-8053 福島市三河南町1番20号
コラッセふくしま10階、11階

☎(024)526-2331(代)

☎(024)536-5090

福島営業店 ☎(024)526-1530

☎(024)533-8721

保証推進課 ☎(024)573-5265

☎(024)534-3619

経営支援課 ☎(024)526-1520

☎(024)534-3619

代位弁済課 ☎(024)525-3537

債権管理課 ☎(024)573-8489



郡山支店



〒963-8005

郡山市清水台1丁目3番8号

郡山商工会議所会館3階

☎(024)932-2769(代)

☎(024)925-2637



白河支店



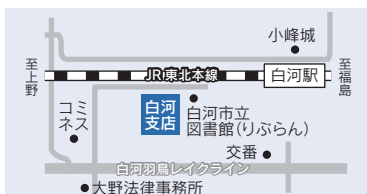
〒961-0957

白河市道場小路96番地5

白河商工会議所会館2階

☎(0248)24-0156(代)

☎(0248)24-1419



会津支店



〒965-0816

会津若松市南千石町2番19号

☎(0242)23-9171(代)

☎(0242)23-9173



いわき支店



〒970-8026

いわき市平字材木町3番地の1

☎(0246)23-3570(代)

☎(0246)25-5729



相双支店



〒975-0008

南相馬市原町区本町1丁目3番地

☎(0244)23-5105(代)

☎(0244)24-5905

